

熊本市個人情報保護条例の一部改正について

熊本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第8条中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「を利用（以下「目的外利用」という。）し」を「の利用をし」に、「ものに個人情報を」を「ものへの」に、「してはならない」を「をしてはならない」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、

特定個人情報を提供してはならない。

第9条及び第10条第2項中「外部提供」を「個人情報の外部提供」に改める。

第37条中「を外部提供」を「の外部提供を」に改める。

第38条中「外部提供し」を「外部提供をし」に改める。

第2条 熊本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務」を「受託事務（受託者から再委託を受けた個人情報を取り扱う事務を含む。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの」を「受託者（受託者から再委託を受けたものを含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受託者（実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものをいう。以下同じ。）は、受託事務（実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務をいう。以下同じ。）について、実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

第13条第1項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第27条までにおいて同じ。）」を加え、同条第2項中「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第14条第2項中「その法定代理人」を「前条第2項の規定に基づき開示請求をする者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき又は当該請求書に記載された内容では対象文書の特定が困難であると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第15条第6号中「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同条第7号中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加える。

第18条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

(1) 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日の日数

(2) 第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数

第18条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第18条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第19条第1項中「前条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第22条第2項中「第14条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第23条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第23条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報がある実施機関が第18条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を

することにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

第25条第2項中「第14条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第27条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第25条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第37条第1項中「実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務」を「受託事務（受託者から再委託を受けた個人情報を取り扱う事務を含む。）」に改める。

第3条 熊本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第18条の2第1項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第23条に次の1項を加える。

6 実施機関は、第4項の規定により情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面によりその旨を通知するものとする。

第 2 3 条の 2 第 1 項及び第 2 4 条第 1 項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 3 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、規則で定める場合を除き、特定個人情報には適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 2 8 年 1 月 1 日から、第 3 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定の施行の際、現に実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが当該事務の全部又は一部を再委託している場合については、同条の規定による改正後の熊本市個人情報保護条例第 1 2 条第 2 項の規定は、適用しない。

(提出理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱い、開示の実施のための必要な措置等について定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。